最終更新日:2015年12月21日

株式会社ランドビネス

代表取締役社長　井出　豊
問合せ先: 専務取締役管理部担当　森作　哲朗
証券コード:8944
http://www.lbca.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業統治とは、株主、従業員、債権者、取引先及び一般社会からのそれぞれの負託に応えるため、健全で透明な企業活動を行いつつ、企業集団全体の価値の最大化するための経営の体制や仕組みを構築することであると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
亀井　正通	7,690,600	30.65
亀井　綾子	4,395,900	17.52
梶山産業株式会社	1,479,500	5.90
田中　幸夫	653,100	2.60
カブドットコム証券株式会社	483,200	1.93
森作　哲朗	253,300	1.01
岩元　俊介	252,900	1.01
楽天証券株式会社	242,200	0.97
伊藤　僚祐	201,100	0.80
飯田　一郎	197,700	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小池　茂雄	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小池　茂雄	○	―――	当社は、取締役の職務執行に対する監督機能強化及び企業価値や経営の透明性を 更に向上させるとともに、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図る目的でこのたび新たに社外取締役を選任することとしました。小池茂雄氏は、金融及びM&A等に関する豊富な知識、並びに海外勤務経験に基づく見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し社外取締役に選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人の監査計画に基づく監査に必要に応じて立会うとともに、監査結果の報告を受け情報を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
熊頭　正道	他の会社の出身者													
井嶋　一友	弁護士													
長尾　謙太	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊頭　正道	○	―――	大手不動産会社勤務経験から業界及び業務内容に精通しており、業務プロセス・執行等の監査に適任と判断し選任したものです。 一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。
井嶋　一友		―――	元最高裁判事、現弁護士の視点によるコンプライアンスの強化を図るために選任したものです。
長尾　謙太		―――	公認会計士・税理士の視点による監査の実効性向上を図るために選任したものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高める目的のため、ストックオプション制度を導入しておりましたが、平成24年12月20日で権利行使期間が終了しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告に取締役の年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

管理部に取締役会事務局並びに監査役会事務局を置き、必要に応じて取締役並びに監査役のサポートを行う体制を講じております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、月一回定例の取締役会を開催して経営に関する重要事項の決定や各事業の進捗状況を検討、確認しております。また、必要に応じ臨時取締役会を都度開催しております。また、重要事項の決定にあたっては部長会において審議しております。部長会は原則として課長以上の役職で構成され、毎月の定例会議に加え必要に応じて随時開催しております。

決裁規程に従い、主として代表取締役社長が決裁を行うとともに、代表取締役会長、代表取締役社長の統括の下、各取締役が担当業務を分掌して執行しております。

当社は監査役制度を採用しており、業務執行の監督機能は内部統制システムによる統制とともに、取締役と監査役監査がその一翼を担っております。

監査役監査については、全て社外監査役である常勤監査役1名と非常勤監査役2名の体制により実施されております。非常勤監査役2名は元最高裁判事、現弁護士と公認会計士であり、法律及び財務会計の専門的見地による監査の充実を期しております。常勤監査役が中心となり取締役会、部長会など社内の重要事項に主席し、業務及び財産の状況調査を通じて取締役の業執行を監視しております。

また、当社の経営企画室が、内部監査人として業務活動全般に関し、その妥当性や会社資源の活用状況、法律、社内規程の遵守状況について内部監査を行い、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを確認するとともに、具体的な助言や勧告を行い、業務の改善や問題発生の未然の防止を図っております。

なお、当社の会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しており、定期的な監査のほか会計上随時確認を行う等、適正な会計処理に努めております。業務執行社員は櫻井均、宮下毅であり、継続監査年数は両名とも7年以内であります。

取締役及び監査役候補者は取締役決議において指名された後、株主総会において選任されております。また、取締役及び監査役の報酬は株主総会決議による年間報酬総額の範囲内で、取締役及び監査役会により個別の報酬を決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しております。監査役は全員社外監査役であります。大手不動産会社出身、弁護士、公認会計士という経歴を活かすとともに、客観性及び中立性を持った社外のチェックという観点から社外監査役による監査を実施しております。また、これまで社外取締役を選任しておりませんでしたが、取締役の職務執行に対する監督機能強化及び企業価値や経営の透明性を更に向上させることを目的として、第31回定時株主総会において社外取締役1名を選任しております。以上により、経営の監視機能は十分に機能する体制が整っているものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年12月に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回(11月及び5月)アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長による決算概要及び今後の戦略についての説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.lbca.ca.co.jp/)において、決算短信、有価証券報告書に加え、上記の決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営企画室です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、株主、投資家、消費者、社員および社会との適切・公正・公平な関係を築くことが重要であり、良質な商品やサービスを提供することにより、業績を向上さにることが各利害関係者の利益につながるものと考えておのます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について下記のとおり基本方針を定めております。
なお、内部統制システムの運用状況については、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止のため、月例の部長会議等において必要に応じて意識の醸成を図りました。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
法令と社会規範の遵守・企業価値の継続的な向上・企業活動の透明性の維持を図るべく、経営理念および行動規範を定め、取締役および使用人全員への浸透を図る。また、コンプライアンスに関する主管部門を定め、コンプライアンス体制の構築・整備・維持にあたる。なお、監査役および
内部監査役人は連携し、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止及びプロセスの改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行状況を事後的に確認するため、各会議議事録や稟議書などの重要書類の保存および管理に関する文書管理規程を定める。また、主管部門を定め、取締役および使用人に対して規程に従って文書の保存・管理を適正に行うよう指導する。なお、取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
起こりうるリスクを未然に防ぐため、各事業・業務ごとに規定されるリスクの洗い出しおよびその対策についての取り纏めを行い、各部署ごとに責任者を定めリスク管理体制を明確にする。また、取締役会の下部組織である部長会にて見直しを行うとともに、内部監査にてリスク管理が適切におこなわれているかの確認を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の効率性を確保するため、合理的な組織規程と業務分掌規程および組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とした職務権限規程を定める。また、毎期の数値目標としての予算を策定の上、月次決算に基づき予算達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業
務の効率性を確保するシステムを採用する。
その他全社的な重要事項を迅速に処理するとともに、部門間の意思疎通を密にし合理的な経営体制を維持することを目的とした部長会を開催し、審議・報告等を定期的に行う。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
現在、当社において該当事項はないが、子会社設立等の際は当該体制の決議を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびに補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が、補助使用人を求めた場合は、協議のうえ速やかに設置する。補助使用人は、兼任も可能とするが、当該職務を遂行するに当たっては取締役から独立するものであり、取締役の指揮運営は受けない。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実や社会に著しい損害を与える恐れの事実を発見した場合、また監査役から業務執
行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告を行わなければならない。現時点において基本方針に基づくシステムの構築は完了し
ておりますが、引続き確認・検討を行い、改善してまいります。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の過半数は会社および取締役から独立した社外監査役とし、法律・会計などの専門家を起用するなど経営の透明性・客観性の確保に向けた取り組みを行う。また、内部監査人および会計監査人は、監査役に対して、定期的に報告をするなど連携を保ち、監査役監査の実効性を確保する。なお、監査役は、取締役会を含む全ての会議に出席できるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社はコンプライアンス経営の観点から、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、公正な経済活動の障害となる反社会的勢力との関係を一切遮断し、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社では、反社会的勢力に係る対応部署を定め、当社の事業活動における反社会的勢力に係る各種リスクの予防、軽減を図っております。
具体的には、反社会的勢力に関する対応指針を定めるとともに、随時部長会等で社員に対して教育・周知しております。また、反社会的勢力との取引を未然に排除するために取引に関しては社内ルールに基づいた審査を行っております。さらに、外部専門機関の主催する反社会的勢力に
関するセミナー等に参加するなど、平素より警察、顧問弁護士やその他専門家等の外部専門機関と連携しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点においては、買収防衛策を導入しておりませんが、当面の間は本件に関する動向を注視しながら情報収集を行い検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムについては、小規模組織を活かした機動力と意思疎通をさらに強化しながらも、実効性のある内部牽制機能とリスク管理体制をいかに充実させていくかが課題であると考えております。

